事務局長

令和4年11月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。

本日の欠席委員は、5番南出委員1名です。只今の出席委員数は18名です。よって、本会議は委員の過半数にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様がご発言される場合は委員番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは、森会長がご挨拶申し上げます。

森会長

<会長挨拶>

事務局長

それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、森会長にお願いいたします。

議長

はじめに議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に15番 坪川委員、16番 寺嶋委員を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」を議題 といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

<説 明> 農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について説明いた します。

整理番号35番、36番とは農地の交換案件です。譲渡人は坂井町上兵庫 〇〇さん。譲受人は坂井町上兵庫 〇〇さん。申請地は、坂井町上兵庫、畑13㎡です。譲受人さんの経営面積235アールです。

整理番号36番、譲渡人は坂井町上兵庫 〇〇さん。譲受人は坂井町上兵庫 〇〇さん。申請地は、坂井町上兵庫、畑13㎡です。譲受人さんの経営面積198アールです。

整理番号37番、譲渡人は坂井町折戸  $\bigcirc\bigcirc$  さん。譲受人は坂井町下兵庫  $\bigcirc\bigcirc$  さん。申請地は、坂井町折戸、2,498  $\mathrm{m}^3$ です。許可後の経営面積164アールです。

整理番号38番、譲渡人 福井市高柳 ○○さん。譲受人 春江町針原 ○○さん。申請地は春江町針原の田、3,000㎡です。許可後の経営面積150アールです。

以上ご審議願います。

議長

ではご意見を伺います。ご意見ございませんか。

無ければ、お諮りいたします。

議案第44号は許可することに決定してよろしいですか。

各委員

< 異議なし >

議長

それでは、議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」は許可することに決定しました。

議長

次に議案第45号「農地法第4条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局説明を求めます。

事務局

<説 明>

議案第45号「農地法第4条の規定による許可申請の意見審議について」説明いた します。

整理番号48番、申請者は、春江町中筋 ○○さんです。申請地は春江町中筋、田、1,169㎡です。自身が管理するアパートの駐車場42台を目的に転用するもので、使用面積1,169㎡です。

整理番号49番、申請者は丸岡町今福 ○○さん。申請地は、丸岡町今福、1,059㎡です。共同住宅建築を目的として整備するもので、建築面積269㎡です。

以上、ご審議お願いします。

議長

それでは、現地確認の報告をお願いします。

整理番号48番を3番清兼委員お願いします。

清兼委員

3番 清兼です。整理番号48番は、田は耕作した痕跡があり、周囲は住宅地です。隣接するアパートの駐車場として $N_0.1 \sim 14$ を、近隣住民用として $N_0.15 \sim 26$ を、隣接する鉄工所の駐車場として $N_0.27 \sim 42$ を整備するとのことで、周囲に農地もなく、なんら問題ないと思われます。

議 長 次に整理番号49番を7番 牧野委員お願いします。

牧野委員 7番 牧野です。整理番号49番は隣接農地なく、住宅地のなかに立地しており、

用途地域内でもあることから問題ないと思います。

議 長 続いて、地元委員のご意見を伺います。

整理番号48番を13番 田中委員お願いします。

田中委員 13番 田中です。現場確認委員の説明のとおり、問題ないと思われます。

森会長 整理番号49番を19番 私、森が行います。

この地区は8号線の下にあたり、公共下水も整備されておりなんら問題ないと思

われます。ご審議お願いします。

議 長 それではご意見を伺います。ご意見ございませんか。

無ければお諮りいたします。議案第45号は許可相当と認め、意見決定してよろ

しいですか。

各委員 <異議なし>

議 長 異議なしと認めます。

議案第45号「農地法第4条の規定による許可申請の意見審議について」は、許可

相当と認め意見決定いたしました。

議長 次に議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」を議

題といたします。事務局説明を求めます。

事務局 <説 明>

議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」説明します。

5件あります。

整理番号50番、賃借権設定の案件で、借人は福井市順化一丁目 ○○さん。貸人は春江町江留下屋敷 ○○さん。申請地は、春江町江留下高道、944.34㎡です。福井銀行春江支店と春江西出張所を閉鎖、これらを統合して新しく支店を建築するものです。建築面積413.6㎡です。

整理番号51番、譲渡人は、東京都西東京市 ○○さん。譲受人は福井市上野本町 ○○さん。申請地は春江町中筋高田、畑、244㎡です。住宅建築を目的とし、建築面積84㎡です。

整理番号52番、譲渡人は坂井町御油田 ○○さんほか2名。譲受人は丸岡町栄町 ○○さん。申請地は、坂井町御油田、4,069㎡です。資材置き場を目的として転 用するもので、使用面積4,069㎡です。

整理番号53番、譲渡人は三国町川崎 ○○さん。譲受人は三国町川崎 ○○さん。お二人は親子関係にあります。申請地は、三国町川崎、496㎡で、住宅建築を目的に転用するものです。

整理番号54番、譲渡人 滋賀県野洲市 ○○さんほか1名、譲受人 丸岡町儀間 ○○さんほか1名。申請地は、春江町中筋、297㎡です。住宅建築を目的として 転用するもので、建築面積161.67㎡です。

以上、ご審議お願いします。

議 長 それでは、現地確認の報告をお願いします。

整理番号50番を3番 清兼委員お願いします。

清兼委員 3番 清兼です。整理番号50番は、図面をみますと、春江交番付近、縦貫道路に 隣接しています。事務局説明のとおり、春江支店と春江西出張所を統合して、

解接しています。事務局説明のとおり、春江文店と春江四田張所を続合して、申請地に新たな銀行支店を建築すると聞いています。西出張所の建物は取り壊し、駐車場として利用するそうです。周囲は農地もなく、住宅地や商業地と

なっており、なんら問題ないと思われます。ご審議お願いします。

議 長 整理番号51番、54番 4番田中委員お願いします。

田中委員 4番田中です。整理番号51番について、周辺は住宅に囲まれており農地もないこ

とから、問題ないと思われます。54番についても同様に、住宅に囲まれてお

り、なんら問題ないと思われます。

議 長 整理番号52番、53番 16番寺嶋委員お願いします。

寺嶋委員 16番寺嶋です。整理番号52番、○○さんの案件で、ファミリーマート御油田店の交差点付近に位置しています。図面赤線囲みを整備し、本社社屋移転、産廃処理施設を設けると聞いております。図面青線は現状、農地ですが県道と同じ

高さまで埋め立てをすると聞いています。その一部は市から払下げし整備する ものです。

排水は、県道に沿った排水路におとすか、または、道路を通って西側の排水路 に落とすかで対応すると聞いております。問題ないと思われますのでご審議お

願いします。

整理番号53番、川崎の件ですが、現状農舎が建っており今回隣接し住宅建築す 寺嶋委員 るものです。家庭菜園程度に作付けが見られたものの、3面は住宅に囲まれてお 60センチほどの擁壁で囲まれているので、なんら問題ないと思われます。 ご審議お願いします。

続いて、地元委員のご意見を伺います。 議長

整理番号50番、51番、54番を13番 田中委員お願いします。

田中委員 13番 田中です。整理番号50、51、54番とも現地確認行った各委員の説明の通

り、なんら問題ないと思われます。

議長 整理番号52番を12番 木村委員お願いします。

12番 木村です。52番は現地確認の委員の説明のとおりで、丸岡町にある本社 木村委員

が騒音などの問題で移転するとのことで致し方ないと思われます。ご審議お願

いします。

議長 整理番号53番を10番 大嶋委員お願いします。

大嶋委員 10番 大嶋です。現地確認に行かれた寺嶋委員の報告の通り、問題ないと思い

ますので、ご審議お願いします。

議長 では、皆さんのご意見を伺います。ご意見ございませんか。

無ければお諮りいたします。議案第46号は原案のとおり承認してよろしいです

各委員 <異議なし>

異議がないと認めます。議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請の意見 議長

審議について」は許可相当と認め、意見決定いたしました。

議長 次に議案第47号「農用地利用集積計画の決定について」と議案第48号「農地中 間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見審議について」は関

連がありますので一括議題とします。農業振興課の説明を求めます。

<説 明>

農業振興課 議案第47号「農用地利用集積計画の決定について」および議案第48号「農地中

間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見審議について」は関連がありますので、一括して説明いたします。利用権設定を受ける者(借り手)は11名、利用権設定する者(貸し手)は77名です。次に、その利用権設定 面積は、賃借権の設定で、田、新規304筆、452,646㎡、田の更新は6筆11,653㎡ です。畑は、新規4筆、6,630㎡。畑の更新は3筆2,572㎡です。田畑あわせ計317

筆473,501㎡です。使用賃借権の案件は、田3筆1,426㎡です。

所有権移転は1件。所有権移転をするもの 丸岡町末政 ○○さん。所有権移 転を受ける者 丸岡町末政 ○○さんです。申請地は丸岡町末政、田、1,206㎡ です。以上ご審議お願いします。

本議案に対するご意見を伺います。ご意見ございませんか。 議長

それではお諮りします。議案第47号および議案第48号は原案のとおり承認して

よろしいですか。

各委員

異議なしと認めます。議案第47号「農用地利用集積計画の決定について」及び 議長

議案第48号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見

審議について」は原案のとおり承認いたしました。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。